

平成31年度税制改正に関するアンケート

公益財団法人 全国法人会総連合

平成30年度税制改正では、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から個人所得課税の見直しが行われるとともに、デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置及び地域の中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置が講じられるとともに、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充等が行われました（「平成30年度税制改正大綱」より）。

こうした状況を踏まえ、全法連では2月15日開催の税制委員会で平成31年度の税制改正に関する提言の取りまとめに着手いたしましたが、その参考として会員の意向を把握するために、単位会の役員、会員に対しアンケート調査を実施することといたしました。

つきましては、後記アンケート項目について、その回答を別添回答用紙に記入の上、所属単位会の指定する期日（単位会経由 全法連着4月26日締切）までにご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、回答にあたっては「税制改正大綱の概要解説」（2・3ページ）を参考にさせていただければ幸いです。

***回答用紙は機械による自動読み取りを行うため、下記の要領でご記入下さい。**

— 回答用紙記入に際しての注意点 —

【選択肢】

正：○ を塗りつぶすか、✓ をつけて下さい。

誤：○ の外側に記入されたり、線が薄い場合は読み取れませんのでご注意下さい。



【自由記述欄】

回答欄におさまるように、はっきりとご記入下さい。

【FAXで回答用紙を送信する場合】

自動読み取りの精度向上のため、縮小しないで送信して下さい。

1. 法人税

【改正の概要】

（1）所得拡大促進税制の見直し

所得拡大促進税制が見直され、①平均給与等支給額が対前年度比3%以上増加、②国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上等の要件を満たす場合、給与等支給増加額について税額控除ができる制度となります。

中小企業については、平均給与等支給額が対前年度比1.5%以上増加等の要件を満たす場合、給与等支給増加額について税額控除ができる制度に見直されます。

（2）租税特別措置の適用要件の見直し

租税特別措置の適用要件の見直しを行い、大企業について、所得が前期の所得以下の一定の事業年度を除き、①平均給与等支給額が前年度を超えること、②国内設備投資額が減価償却費の総額の10%を超えること、の要件のいずれにも該当しない場合には、研究開発税制その他の一定の税額控除が適用できなくなります。

法人税では、デフレ脱却と経済再生に向け、生産性向上のための設備投資と持続的な賃上げを強力に後押しする観点から、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置が講じられます。

2. 個人所得課税

【改正の概要】

（1）給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられ、基礎控除の控除額が一律10万円引き上がります。

（2）給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し

① 給与所得控除について、給与収入が850万円を超える場合の控除額が195万円に引き下げられます。ただし、子育てや介護に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置が講じられます。

② 公的年金等控除について、公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限が設けられます。公的年金等以外の所得金額が1,000万円超の場合は、控除額が引き下げられます。

③ 基礎控除について、合計所得金額2,400万円超で控除額が逡減を開始し、2,500万円超で消失する仕組みとなります。

個人所得課税では、働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人をあまねく応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、個人所得課税について、これまで検討を重ねてきた見直しの方向性に沿って、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの対応が行われます。

3. 事業承継税制

【改正の概要】

(1) 事業承継税制の拡充

10年間の特例として、猶予対象の株式の制限（総株式数の2/3）の撤廃、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）、雇用確保要件の弾力化を行うとともに、複数（最大3名）の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大し、経営環境の変化に対応した減免制度を創設する等の措置が講じられます。

中小企業経営者の年齢分布のピークが60歳台半ばとなり、高齢化が急速に進展する中で、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上は、待ったなしの課題となっています。こうした中で、事業承継税制について、10年間の特例措置として、各種要件の緩和を含む抜本的な拡充が行われます。

4. 地方創生等

【改正の概要】

(1) 中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置

革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）の制定を前提に、市町村が主体的に作成した計画に基づき平成33年3月31日までに行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準を最初の3年間ゼロ以上2分の1以下とする特例措置が創設されます。

(2) 地方拠点強化税制の見直し

地域再生法の改正を前提に、準地方活力向上地域とされた近畿圏中心部や中部圏中心部を、移転型事業の対象地域とする等の見直しが行われます。

生産性革命集中投資期間中における臨時措置として、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、「生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）」の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資に対し支援措置が講じられます。

問1 法人税／法人実効税率

我が国の法人実効税率は、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考えの下、29.97%（平成30年度は29.74%：資本金1億円超の企業の場合の計算）まで引き下げられましたが、OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっています。またアメリカでは、これまで約41%であった法人実効税率が約28%に引き下げられました。今後の日本の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。

- ① 課税ベースを拡大し、法人実効税率をさらに引き下げる
- ② 課税ベースを拡大することなく、法人実効税率をさらに引き下げる
- ③ 課税ベースを拡大するのであれば、法人実効税率のさらなる引き下げは必要ない
- ④ わからない
- ⑤ その他

「課税ベースの拡大」とは、法人課税のかかる範囲や対象を広げること。今般の我が国の税率引き下げに際しては、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考えの下、外形標準課税の拡大や欠損金繰越控除の見直し等、大企業を対象にした改正が行われ、代替財源が確保されました。

問2 法人関係／中小企業の設備投資

平成30年度税制改正では、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、中小企業が行う一定の設備投資について、固定資産税（償却資産）の課税標準を最初の3年間、ゼロ以上2分の1以下の範囲内（市町村条例で定める割合）とする特例措置が創設されます。あなたの会社では、本制度についてどう対応しますか。

- ① 本制度が創設されたことも踏まえ、設備投資をする予定である
- ② 本制度が創設されたことも踏まえ、設備投資を検討したい
- ③ 設備投資はしない予定である
- ④ わからない
- ⑤ その他

問3 法人関係／中小企業の賃上げ

デフレ脱却と経済再生に向け、持続的な賃上げを強力に後押しする観点から、平成30年度税制改正では所得拡大促進税制が見直され、一定以上の賃上げ等を行った場合に、給与等支給増加額の一定割合を税額控除できる措置が講じられます。あなたの会社では今年の賃上げ等(定期昇給・ボーナスを含む)についてどう対応しますか。

- ① 税制が見直されたことも踏まえ、賃上げ等をする予定である
- ② 税制が見直されたことも踏まえ、賃上げ等を検討したい
- ③ 賃上げ等は困難である
- ④ その他

問4 事業承継／事業承継の時期

中小企業経営者の高齢化が急速に進展する中で、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代は、待ったなしの課題となっています。あなたの会社の事業承継の時期(予定を含む)についてお答えください。

- ① 5年以内
- ② 6～10年以内
- ③ 10年以上先
- ④ すでに事業承継を終えた
- ⑤ 事業を承継しない
- ⑥ その他

問5 事業承継／事業承継税制

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として、贈与税・相続税の納税猶予制度の抜本的な拡充(次頁参照)が行われます。今般の改正を踏まえて、事業承継についてどう考えますか。

- ① 今回の改正により円滑な事業承継が期待できると思う
- ② 納税猶予制度を利用した事業承継は難しいと思う
- ③ わからない
- ④ その他

「納税猶予制度」とは、一定の要件を満たせば、相続又は贈与により取得した非上場株式に対応する相続税、贈与税の納税が猶予される制度。今回の改正では、①納税猶予対象の株式制限（発行済議決権株式の3分の2）を撤廃し、納税猶予割合を80%から100%に引き上げ②雇用確保要件（5年間で平均8割以上）の弾力化③対象を複数（最大3名）の後継者に拡大④経営環境の変化に対応した納税猶予税額の減免制度の創設等が行われます。

問6 消費税／軽減税率制度

2019年10月より消費税の軽減税率制度が実施される予定となっています。軽減税率が導入された場合、あなたの会社で特に懸念される点があれば、以下より2つ以内で選んで下さい。

- ① レジスターなど新たな設備投資
- ② ソフトウェアの変更や新規購入
- ③ 事務負担の増加による人件費の負担増
- ④ 軽減税率についての社員教育
- ⑤ 繁雑な経理処理
- ⑥ 適正な価格表示
- ⑦ 特に問題はない
- ⑧ その他

問7 消費税／軽減税率対策補助金

政府は、中小企業・小規模事業者の軽減税率実施への対応を円滑に進めるため、2019年9月30日までに補助事業を完了することを期限として軽減税率対策補助金（複数税率対応レジの導入、受発注システム改修にかかる費用の一部を補助する制度）の申請受付を行っています。あなたの会社では、当該補助金を利用したレジの導入、受発注システムの改修などを行いましたか。

- ① すでに補助金を利用して対応した
- ② これから補助金を利用して対応する予定である
- ③ 補助金を利用しないで対応する（した）
- ④ 複数税率に対応したレジの導入やシステム改修は必要ない
- ⑤ その他

問8 消費税／価格転嫁

2019年10月に消費税率が10%に引き上げられる予定です。あなたの会社の価格転嫁の見通しについてお伺いします。

- ① 全額転嫁できる
- ② 大部分は転嫁できる
- ③ 一部しか転嫁できない
- ④ 全く転嫁できない
- ⑤ その他

問9 個人所得課税／給与所得控除

平成30年度税制改正では所得税改革として、給与所得控除及び公的年金等控除が一律10万円引き下げられ、基礎控除が一律10万円引き上げられます。また、年収850万円超の給与所得者は、給与所得控除の上限額が220万円から195万円に引き下げられます。今回、一定額以上の給与所得者の負担が増えることについてどう考えますか。

- ① 一定額以上の給与所得者が負担増となるのは仕方がない
- ② 一定額以上の給与所得者ばかりに負担を求めるべきではない
- ③ わからない
- ④ その他

問10 個人所得課税／公的年金等控除

今般の所得税改革では、公的年金等の収入が年1,000万円を超える場合の公的年金等控除に上限が設けられるとともに、公的年金等以外の所得が1,000万円を超える場合は、控除額が引き下げられる措置が講じられます。今後も、公的年金等控除などの縮小が検討されることになっていますが、高齢者の負担についてどう考えますか。

- ① 一定の所得がある高齢者に負担を求めるのは仕方がない
- ② 高齢者の負担はこれ以上増やすべきでない
- ③ わからない
- ④ その他

問 11 地方財源／森林環境税

平成30年度税制改正大綱では、市町村が実施する森林整備等（間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進等）に必要な財源に充てるため、「森林環境税（仮称）」の創設が明記されています。本制度は、現在、復興財源確保のため個人住民税均等割に年1千円が上乗せされていますが、その徴収が終了した後の平成36年度から用途を変更する形で導入されます。本制度の創設についてどう考えますか。

- ① 地球温暖化防止などの観点から評価できる
- ② 地方で既に導入されている同じ目的の税との調整等、多くの問題があり、評価できない
- ③ わからない
- ④ その他

地方の森林環境・水源環境の保全等を目的とした税は、超過課税という形で全国37の府県及び1市（平成28年度末時点）において実施されている。

問 12 地方の行財政改革

行財政改革を推進するためには、国ばかりでなく地方においても自立、自助の体質構築が求められます。特に優先すべき検討課題を以下より2つ以内で選んで下さい。

- ① 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲
- ② 地方税財源の充実
- ③ 道州制の検討など広域行政による効率化
- ④ さらなる市町村合併の推進による基礎自治体の拡充
- ⑤ 地方議会のスリム化と納税者視点に立ったチェック機能の確立
- ⑥ 地方公務員給与の適正化など行政のスリム化
- ⑦ その他